

## 平成30年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆7番（浅沼美弥子）皆様、こんにちは。7番、公明党の浅沼美弥子でございます。平成時代最後の6月議会、通告に基づき、一問一答にて個人質問を行います。

1、バリアフリー施策について、これまでの状況を踏まえ、今後の方向性を伺います。

（1）、基本構想やマスタープラン等の策定によるバリアフリーの促進。障がいのある人が暮らしやすい社会は、全ての人が暮らしやすい社会です。このユニバーサル社会を実現するため、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化した新バリアフリー法が制定されてから12年。成果といたしまして、例えば1日平均5,000人以上が利用する鉄道駅においては、2017年3月末までにエレベーターの設置が93%、点字ブロック98%、多目的トイレは90%まで整備が進み、駅からの転落防止を防ぐ内方線つき点字ブロックの整備も推進中、またホームドアの設置は686駅に拡大をいたしました。法律の施行により、駅や公共施設など点としての整備は進んでおります。当市のバリアフリー施策についてはいかがでしょうか、初めに伺います。

◎市長（板倉正直）お答えをいたします。

高齢者や障がい者等の移動等の円滑を図るいわゆるバリアフリー施策につきましては、市といたしましてもこれまで道路や公園に関する基準を定めた条例の制定や千葉ニュータウンのまちづくり、駅舎の改修等においてバリアフリーの推進に努めてきたところでございます。平成30年2月9日に閣議決定されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、バリアフリーのまちづくりに向けた取り組みの強化も求められておりますことから、近い将来本市でも問題となり得る少子高齢化社会に向けまして、今後より一層のバリアフリーの推進に向けて取り組んでいくことは重要であると認識しているところであり、社会生活の利便性の確保やさらなる使いやすさを求めまして、バリアフリー環境に配慮したまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

◆7番（浅沼美弥子）本市におきましても大きくバリアフリーが進んできた面もございます。一方で、駅舎内はバリアフリー化されましたけれども、駅から公共施設を結ぶ道路には多くの段差が残っているとか、赤ちゃんを連れて乳母車等で歩道を行き来するのに人とすれ違えないとか、また歩道の点字ブロックが途中で切れているなどの声をお聞きします。この点の課題は全国共通のものとなっていると思います。高齢化が加速する中で移動しやすい環境の実現が求められております。バリアフリー化を点から線へ、線から面へと一層広げていくことが時代の要請です。そのような中、誰もが安心して移動できるまちづくりを一層進めるための今ご答弁にもありました改正バリアフリー法が閣議決定後、先月の5月18日に参議院で可決、成立いたしました。12年ぶりのバリアフリー法の改正でございます。2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、バリアフリーが進んだという結果を世界の人たちに見てもらえるよう、印西市においてもこの法律改正の趣旨を生かしてバリアフリーの面的整備を大きく進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

◎都市建設部長（川嶋一郎）お答えいたします。

これまで市ではバリアフリーの推進を図るため、個別の施設につきまして整備を進めてまいりましたが、駅、道路、公共施設等を結び、一体的にバリアフリー化を進めることは、今後想定される高齢化社会や障がい者等の参画におきまして重要であると考えております。このことから、バリアフリーの面的整備につきましては法改正の必要な情報収集に努め、対応してまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 公明党では今4月から6月までの間の3カ月間 100 万人訪問・調査運動というのを全国で展開しております。4つのテーマ、5種類のアンケートにお答えいただき、多くの声を拾い上げて今後の施策に参考にしていこうとするものでございます。アンケート調査を実施しておりますと、さまざまな市民の声をお聞きいたします。これまででもそうだったのですが、やはり非常に多い意見はニュータウン地域とそれ以外の地域における格差の声でございます。バリアフリーに関する地域格差について市はどのように考えておりますでしょうか。

◎都市建設部長(川嶋一郎) お答えいたします。

市内の在来地区は長い歴史とともにまちづくりが形成されてきましたことから、道路や建築物などはその歴史に反映された形状で建設され、利用されている状況となっております。また、千葉ニュータウン地区におきましては、バリアフリーを意識し、高齢者や障がい者等が利用しやすいまちづくりとして整備されております。このようなことから、地区全体として比較いたしますと、バリアフリーにつきましては差が生じていると認識しているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) 改正前のバリアフリー法に基づいてバリアフリー基本構想を策定して面的整備を行ってきた市町村は、国土交通省によりますと2017年3月末時点で全部で1,741市区町村のうち294市区町村だったそうでございます。これは2割に届きませんでした。しかし、中には人口2万人のまちで策定して、駅周辺を面的に整備し、住民に大変喜ばれているまちなどもございます。今回改正されましたバリアフリー法では、市町村を対象にバリアフリー方針の作成や重点的に整備する地区を定めるマスタープラン、基本計画の策定が努力義務として規定をされました。国は、駅や道路、公共施設等で一体的にバリアフリーを進め、地域の実情に応じたきめ細かな施策を後押ししていこうとしております。市が方針を明確にすることによって事業者や障がい者ら関係者との議論が円滑になり、バリアフリーの促進につながると期待をされており、また障がい者の団体の人からは全市町村でやってもらいたいというような声も届けられております。市は、このマスタープランの作成についてどのように考えておりますでしょうか。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

今回の法改正につきましては、バリアフリーのさらなる促進を図るため、ハード面、ソフト面の一体的な整備、地域における取り組み強化、利用しやすさの確保におきまして、地域の実情に合わせた総合的なマスタープラン制度を創設することとされております。市といたしましては、今まで進めてきました公共施設のハード対策に加え、介助などのソフト支援をあわせまして、関係部署や事業者、利用市民団体等も含め、バリアフリーの考えが広く市民に行き渡るようなマスタープランについて検討してまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 市長、もう少しよろしいでしょうか。私は、印西市において木下駅を中心とした地域に着目してはどうかと考えております。木下駅にはこの市役所の本庁舎もあります。それから、総合福祉センターがございます。それから、中央保健センター、それから12月に開所されますふれあいサポートセンターいんざい、これもできますね。それから、中央公民館のほか警察、それから消防署、郵便局があります。民間の障がい者施設や高齢者施設、診療所、整骨院、歯科などの医療関係、またスーパー、小売店があります。銀行もあります。さらに、地域包括センター圏域

の中ではここが最も高い高齢化率になっております。私は、この木下駅を中心とした一帯を重点地区に定めて、マスタープラン策定を検討してはどうかと考えているのです。提案したいと思います。市単独事業での整備というのはもう多分不可能ではないかと思えます。今が最後のチャンスかもしれません。これまでニュータウン事業と一体的に社会資本整備交付金などを最大限に利用いたしまして駅舎の整備、木下駅とか小林駅ですね、などを実現、推進してきたのが印西市でございます。職員の皆さんも優秀で、そういったノウハウも持っているはずだと思います。市長のリーダーシップのもと関係者と連携し、このチャンスをぜひ生かして木下駅圏を生まれ変わらせてもらいたい、より一層さらに魅力的な地域にしてもらいたいと思えます。東京オリンピックのレガシーを印西市に残していただきたいと思っております。マスタープランの策定についてもう一度市長、私の提案を含めましてどのようにお考えか、お願いいたします。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

ただいま浅沼議員から大変前向きなありがたいご提案をいただきまして、まことにありがとうございます。まさにそのとおりだと私も承知しております。やはりこれから高齢化がますます加速して進んでまいります。そういったときにやはりバリアフリー化、どうしても足がだんだん高齢になりますとちょっとした段差でつまずいてしまう、ちょっとしたことで転んでけがをしてしまう、こういったことを避けなければなりません。そういうことでバリアフリー化というのは大変重要だと、このように私も認識しておりますので、今浅沼議員のほうからご提案されたこの件に関しまして前向きな姿勢で取り組んでみたいなど、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、(2)に移ります。行政サービスにおけるバリアフリーの促進について伺います。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

行政サービスのバリアフリーの促進といたしましては、平成28年4月より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、行政機関においては障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したりするなどの不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、必要な合理的配慮を行うことが義務づけられ、職員一人一人が障がいを十分に理解することが必要であると認識しているところでございます。市といたしましては、平成28年11月に障がいのある人への対応ガイドブックを作成いたしまして、平成28、29年度に職員を対象とした研修を開催し、市全体として配慮の必要な方への状況に応じた窓口での対応が行えるように努めているところでございます。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) 職員を対象とした研修会を行ったということです。28年、29年度におきまして、外部から講師をお招きして障害者差別解消法についての講演とか、さまざまな研修を行っているとお聞きしております。今ご答弁にもありましたけれども、障がいのある人への対応ガイドブック、これを作成し、職員に周知を図ったということでございましたけれども、新規に採用された職員への周知は行っていきますでしょうか。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

新規採用職員に向けての研修につきましては、現在のところ行ってはおりません。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) やはりこのガイドブックにつきましては毎年毎年しっかりと周知をし、研修会等で勉強していただきたいと思いますと思いますが、新規採用職員向けの研修会しっかりと行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

議員ご提案のとおり、例年行っております職員対象の講演会とあわせまして、障がいのある人への対応ガイドブック、こちらを活用した研修会を開催いたしまして、新規採用職員への周知はもとより、市職員全体への周知、そちらに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、(3)に移ります。バリアフリーに関する市民等からの苦情、要望です。実は私のところに3月にヘルパーをしている方から自分が担当する利用者さんからの声、これが届けられました。この利用者さんは、車椅子を使用している方です。ある日、市の市民相談を受けるために市役所の庁舎にやってきました。そのときに3点ご指摘がありました。1点目が庁舎駐車場の障がい者優先駐車場1台分しかないのはどうなのだと、今どきスーパーにも数台分の設置が普通となっているではないかというものでした。2点目が優先駐車場から西側の千葉銀行の横を通りまして庁舎へ入ってまいりますと、1番目の扉は自動扉です。しかし、2番目入ろうとするとあけられませんでした。それから、3点目、相談場所に行こうとしましたが、車椅子では行かれないところでございましたというこの3点を言われました。

そこで、1週間ほどいたしまして現地を見たのですけれども、庁舎の駐車場につきましては実は1台分しかないわけではなく、2台分ありました。しかし、それが白線が全く消えていたので、気がつかなかったということで、これはすぐに管財課のほうに申し出しまして、新年度になりましてすぐに改善をしていただくことができました。それから、扉の件なのですけれども、これは一緒に現地を見させていただきましたが、すぐには解決できないような状況、耐震の問題もありますし、そういう状況でございました。そういったことで今できることは何かということで相談をさせていただきまして、車椅子での方の駐車場とめてから庁舎に入るまでの動線、安全な動線が保てるように今できることをやっていただきたいと思いますということで、了解していただきましたので、今後その点は改善してもらえるものと思っております。これは実は市民相談ですので、そういったことで解決できれば特に問題なく、議会質問で取り上げる問題でもなかったかもしれませんが、これがきっかけで今回のバリアフリーについての大きな問題を取り上げさせていただききっかけとなりました。

そこで、この3点目、1点だけ質問させていただきます。市民相談の件なのですけれども、これ4月から組織変わりました。以前は市民課のほうで取り扱っていたものが今回市民活動推進課のほうに異動しましたので、この点についてきちんと引き継ぎがされて、改善されているのか、ここを確認させていただきたいと思います。

◎市民部長(古川正明) お答えいたします。

現在月2回実施しております市民相談におきましては、法律相談、市民生活相談、人権相談、行政相談を同日に開催しており、控室を含めまして相談できる4つの個室が確保できる場所ということで、会議棟の2階の会議室を会場としているところでございます。こちらにつきましては、庁舎から連絡口に段差がございまして、車椅子等での移動が困難な状況でありますので、それを理由に相談が受けられないということがないよう、車椅子等で会場まで移動が困難な方が相談にいら

した際には別室にご案内をし、相談員の方に移動していただいて、相談が受けられるよう対応しているところでございます。今回所管のほうがかかりましたということで、そちらのほうについても十分引き継ぎをしておるといったところでございます。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、2番に移ります。通告文に1文字脱字がございました。申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。「脳髄液」となっておりますが、「脳脊髄液」です。だから、「脊」という字を1文字追加をお願いいたします。

2、脳脊髄液減少症について理解は進み、適切な対応がされているのか伺います。脳脊髄液減少症は、脳を浮かべている脳脊髄液が漏れ出して減ってしまうことでさまざまな症状が出る病気です。頭痛、首の痛み、目まい、だるさ、不眠、耳鳴り、吐き気、腰痛、記憶障がいなど、さまざまな症状が慢性的に出ます。子供たちの発症例が多数報告されております。そのほとんどが学校生活の中で起きた事故が原因です。毎日元気に通学し、勉強や部活に励んでいた子供たちが体育の授業中に転倒したことや部活の練習中に起きた事故、また廊下での転倒などがきっかけで発症、いつでも誰でも遭遇する日常的な出来事によって引き起こされる大変に身近な病気なのです。似たような症状の起立性調節障がいや自律神経失調症、心因的なものと誤解されやすく、学校ではいわゆる不登校と判断され、病気に対する適切なケアがなされていない事例や、病気への無理解によってぐあいが悪くてもただのサボりだとか、怠け者とレッテルを張られるケース、また無理解からの自殺者もいまだ後を絶たない状況もあります。そのため学校現場での脳脊髄液減少症対策の取り組みは非常に重要です。

平成19年5月に初めて文部科学省から全国の都道府県教育委員会などに学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についての事務連絡が出されました。これを真剣に受けとめた仙台市では、7月に小・中学校の養護教諭等の研修会で脳脊髄液減少症について学習し、学校現場での理解が深まることによって、この病気の症状が思い当たる児童生徒を新たに3人発見することができ、そのうちの1人は専門家の治療を受けられたという事例もあります。平成20年3月議会で取り上げさせていただきました。当時の教育長は、今後養護教諭の研修会、特別支援教育や生徒指導担当者の会議等でこの病気についての周知を図りながら学校現場での理解を深めてまいりたいとご答弁をされております。

今回改めて(1)、教育現場等の対応をお伺いいたします。

◎教育部長(山崎正之) お答えいたします。

脳脊髄液減少症における適切な対応につきましては、文部科学省より議員先ほどお話がありました平成19年5月、それから平成24年9月及び平成29年3月に事務連絡にて通達があり、各学校へ周知を図っているところでございます。また、児童生徒が在籍する学校におきましては、年度初めに全教職員でその知識や適切な対応方法につきまして共通理解を図り、組織的な対応を図っているところでございます。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 文部科学省からは、教職員等の脳脊髄液減少症に関する理解を深めるとともに、必要に応じ養護教諭を含む教職員等が連携しつつ、個々の児童生徒等の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活のさまざまな面で適切に配慮するようお願いいたしますとの連絡が来て

います。学校へ周知したとおっしゃいますけれども、周知したにもかかわらず、先月ですけれども、脳脊髄液減少のお子様の保護者から学校の対応が病気を理解しているとは到底思えない対応であり、学校の対応に非常に不安の声を伺いました。教育委員会が把握している保護者からの要望というのはどういうものなのかお伺いをいたします。

◎教育部長(山崎正之) お答えいたします。

脳脊髄液減少症の児童生徒につきましては、事故後の後遺症として日常生活を送ることに支障が生じる場合があります、不適応などの二次的な障がいにつながる可能性もありますので、学校生活のさまざまな場面で本人のニーズに応じた合理的な配慮をお願いしたいという要望がございました。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 教育委員会のほうとも、また学校ともしっかりとお話をされているというふうにお伺いしていますので、市内中学校におきます今後の取り組みについてはどのようにお考えになっているか伺います。

◎教育部長(山崎正之) お答えいたします。

脳脊髄液減少症にかかる児童生徒に関しましては、悩みや不安を受けとめ、その心情に十分配慮した相談体制を充実させることが重要であると考えます。また、事故の状況や程度によっては全ての児童生徒に発症する可能性があることを踏まえまして、今後も全小・中学校において養護教諭を通じましてその周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、(2)、市民等への周知、啓発です。平成20年に取り上げましたときにもホームページや「広報いんざい」等で周知、啓発を行っていただきました。それから大分時間がかかっております。今後の市民への周知の工夫など、新たな周知方法など検討しているかどうかについてお伺いをしたいと思います。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

現在市のホームページに掲載しておりますので、内容につきまして先進自治体の事例を参考に、当てはまる症状がある人が気づきやすいよう工夫するなど、定期的に情報を更新し、充実してまいりたいと考えております。また、啓発チラシやポスターを作成いたしまして、関係する団体などに周知してまいりたいと考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) 次に、3に移ります。予防接種事業を拡充させる考えはないか伺います。

最近孫と同じ保育園に通っていたお子さんが白血病で入院したということをお聞きいたしました。ちょうど同時期に新聞で白血病の治療で骨髄移植手術、これを受けると免疫が消えてしまい、手術前に行った予防接種の効果が消えてしまうということを初めて知りました。その場合は、自費でまた接種しなければなりません。

そこで、(1)、病気により予防接種の効果が消滅してしまった場合の追加接種事業の創設について考えを伺います。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

骨髄移植手術などによりまして、移植前に予防接種などで得られた免疫が低下もしくは消滅す

るということについては認識しております。追加接種事業につきましては、先進地の取り組み状況を把握するなど、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) 効果が消えてしましまして、再接種となった場合の自己負担額というのはどの程度になるか把握していたらご答弁お願いいたします。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

再接種に要する対象者の年齢により接種可能な予防接種が異なるため、自己負担額は一律ではございませんが、標準的な接種方法で9種類、延べ25回の定期予防接種を再接種した場合はおおむね22万7,000円となります。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) かなり高額になるということです。千葉県内では初となりますけれども、船橋市がことし1月からこの予防接種の助成制度を導入いたしました。手術後の治療でも経済的負担が大きくなっている市民をフォローする必要があると判断したと市長のコメントが載っております。このことについてどう考えますでしょうか。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

市といたしましては、予防接種事業全体としての優先度や必要性につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、もう一つお話をしたいと思えます。今日本を訪れる海外旅行者の増加、目をみはるものがあります。今後東京オリンピックなどの開催に向けて感染症の流入や広がりが心配されています。ことしの3月下旬、感染力の強い麻疹が沖縄県で流行いたしまして、県外にも広がりました。麻疹等新たな脅威への対応策について伺いたいと思えます。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

現在全国で麻疹患者が散発的に発生している状況に対しましては、「広報いんざい」や市のホームページを活用し、麻疹の感染経路や症状、発生状況、予防などについて周知するとともに、市内幼稚園や保育園、小・中学校などには感染及び感染拡大の予防について記載したポスター掲示を依頼し、注意喚起を図ったところでございます。また、印旛管内全数報告感染症情報システムや市内学校欠席者情報収集システムなどを活用いたしまして、市内及び近隣の感染症発生状況等を把握し、早期に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) このニュースを受けまして、私も健康増進課のほうに連絡をしまして、こういったことをホームページ等に載せなくていいのかということで相談しましたところ、検討して後日載せますというお話でございました。どのようなふうに乗せるのかなと思ひまして注目していたのですが、市のホームページには定期接種の方への勧奨をされておりました。定期外接種への勧奨については、比較的印西市の場合控え目というか、そんな感じで、かかりつけ医の相談を勧めるような文章になっておまして、例えばお隣の市では2回接種していない方は接種しましょうみたいな直接的な勧奨だったものですから、ちょっと物足りないなと思った次第です。この麻疹なのですが、年代によってみんな違うのです。我が家では20代から40代までの子供がいるので

すけれども、ことし 26 になる子は高校3年生のときに受けていまして、追加接種していまして、2回接種。しかし、30 代の子供は1回接種だったのです。そういった形でたしか平成 19 年の春ごろに麻疹が 10 代から 20 代にはやりまして、そのときに5年間限定で定期接種、年代を中学1年と高校3年生だったと思うのですけれども、追加接種しているのです。そんなわけで年代別にちょっと接種の状況が違うのです。そういったことをいろいろ聞かれますので、市のほうにも電話の相談も何件かあったとお聞きしていますので、そういった年代別の接種状況なども告知しながら周知していただきたいと思いますと思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。そこら辺の説明も含めてご答弁をお願いいたします。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

麻疹の定期予防接種につきましては、昭和 47 年の 10 月2日から平成2年の4月1日生まれの方が1回接種、平成2年4月2日生まれ以降の方より2回接種となっておりますので、定期予防接種状況などにつきまして今後市のホームページの情報に追加しまして周知してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) 東京都港区では、麻疹の定期外予防接種や抗体検査の助成事業を行っております。その件についても連絡してお知らせしたのですけれども、この助成事業について印西市ではどのように考えておりますでしょうか。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

麻疹の予防対策といたしましては、予防接種が有効であるため、まずは定期予防接種を確実に接種していただけるよう接種の勧奨に努めてまいりたいと考えております。麻疹の定期外予防接種や抗体価検査の助成につきまして、今後とも先進地の取り組みなどを調査研究してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) 感染症の最後の質問になりますけれども、ことしの平昌オリンピックのボランティアさんも打ちました。それから、消防学校や警察学校の入校者も接種しています。侵襲性髄膜炎菌感染症という感染症のワクチンです。日本小児科学会も学校の寮などで集団生活を送っている人たちにワクチン接種を推奨しています。侵襲性髄膜炎菌というのは、他の細菌と比べまして非常に多くの毒素をつくるそうで、治療がおくると恐ろしいことに発症後 24 時間で死に至ることもある感染症だそうです。昨年神奈川県大学の寮で亡くなった方が出ております。この侵襲性髄膜炎菌感染症について市民に周知していく必要はないか伺います。

◎健康福祉部長(伊藤哲之) お答えいたします。

侵襲性髄膜炎菌感染症の発症初期は発熱、頭痛、吐き気などの風邪に似た症状のため診断が難しく、その後急速に悪化して重篤化しやすい病気となっておりますが、ワクチンにより予防できる病気であると認識しております。市といたしましては、健康情報コーナーなどを活用した周知につきまして今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、最後の4番に移ります。道路交通法改正に伴いまして、2017 年 3 月 12 日から普通自動車、中型自動車、大型自動車に加え、新たに準中型自動車の新設されま

した。この車両総重量 3.5トン以上 7.5トン未満の車に対応する準中型免許の新設によりまして、2017年3月12日以降に取得した普通免許で運転できるのは車両総重量 3.5トン未満の自動車となります。消防団で車両総重量 3.5トン以上の車を使用している場合、将来的に運転手の確保が課題となるのではないのでしょうか。そこで、消防団で所有する車両総重量 3.5トン以上の消防自動車の運転手確保策の取り組みについて伺いたいと思います。

まず、(1)、所有する消防自動車の状況を伺います。

◎総務部長(岩井昌宏) お答えいたします。

現在印西市消防団には消防ポンプ自動車5台、小型ポンプつき積載車が40台の計45台を配備しております。その中で車両総重量 3.5トン以上の車両については消防ポンプ自動車5台が該当いたします。なお、車両総重量5トン以上の消防団車両の配備はございません。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、5台あるという消防ポンプ車の購入時期等について伺います。

◎総務部長(岩井昌宏) お答えいたします。

第1分団第1部及び第3分団第8部については平成24年1月、第2分団第6部及び第7分団第8部については平成24年12月に購入しております。第5分団第3部につきましては平成4年11月に購入しており、25年が経過しておりますが、消防団員の確保が困難な状況であることから、現在活動を休止している状況となっております。また、更新時期につきましては使用状況、劣化状況及び修理履歴を勘案し、おおむね20年を目安に配備しているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、(2)、準中型免許取得に係る公費負担制度の創設について。消防庁のほうからこういった助成制度を導入するよう助言が発出されておりますね。現在消防団員が約640人、定員を約130人も印西市は下回っている状況でございます。免許取得の助成制度を導入することで団員確保や緊急時に全団員が運転できる体制を整えることができるのではないのでしょうか。この助成制度について当市としての考えをお伺いいたします。

◎総務部長(岩井昌宏) お答えいたします。

道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となりました。総務省消防庁では、平成30年度から平成29年3月12日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対し地方公共団体が助成を行った場合の助成額について特別交付税措置を講じることとされております。なお、当市の消防団の状況から、直ちに運転手の確保に支障を来すおそれは少ないことから、現時点では準中型免許取得に係る公費負担制度の創設は考えておりません。しかしながら、今後団員の入れかえ等が進むなど、将来的には当市においても運転手の確保に支障を来すことも予想されますので、消防団による消火活動に支障がないよう体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、最後、(3)です。消防自動車更新時の検討についてお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

◎総務部長(岩井昌宏) お答えいたします。

市では、印西市消防団車両更新整備計画を策定し、計画的に消防団車両の更新を進めているところでございます。消防団車両を更新する場合には、車両総重量 3.5トン未満の車両の開発状況等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。